

令和3年度春の政策協議〔個別協議〕
協議資料

4月20日【医療保健部】

	協議項目名	頁
1	新型コロナウイルス感染症関係	P1

新型コロナウイルス感染症関係の取組状況と今後の方針について

1 陽性者の療養体制の整備

陽性者の療養体制については、これまで、国の推計患者数を上回る 357 床の病床と 100 室の宿泊療養施設を確保し、陽性者の受入体制を整備してきたところですが、1 月以降の新規感染者数の急増を受け、病床のさらなる確保に向けて医療機関と調整を行い、現在 392 床を確保しています。

しかし、3 月下旬以降、特に重症者数が急増し、重症者用病床占有率は 20% を超えている状況であることから、医療機関における人員、設備などさまざまな面での負担軽減を図るため、新たな宿泊療養施設を確保し、宿泊療養体制を強化します。

また、地域の感染状況に応じ、一定の条件を満たす方には、入院・外来を経ずに直接施設での受け入れを可能とするなど、入院調整中の期間が長期化しないよう、さらなる活用を推進しています。

重症患者については、関係医療機関に対し、受入体制の整備を依頼するとともに、医療機関との継続的な調整により、段階的に新たな病床を確保し、医療提供体制の拡充を図ります。

2 診療・検査体制の確保

外来診療体制については、発熱患者等がかかりつけ医等の身近な医療機関で診療・検査を受けることができるよう、医師会等と連携し、各地域に診療・検査医療機関を指定しています。

また、医師会等と連携し、県内に 11 か所の PCR 外来を設置するとともに、県保健環境研究所への新たな検査機器の配備や行政検査に協力いただく医療機関における検査機器の購入を補助するなど、検査体制の強化に取り組んできたところです。

引き続き、従来型に比べて感染力が強いとされる変異株による感染拡大を防ぐため、接触機会等の感染経路の特定に至るまでであっても、感染者が発生した集団等との関連性が疑われる他の集団等に対して、早期に戦略的かつ機動的に検査できるよう体制を強化します。

3 ワクチン接種体制の構築

新型コロナウイルスワクチンの接種は、基本的には市町村において実施することとされており、都道府県は、「優先的な接種の対象となる医療従事者等への接種体制の調整」、「専門的相談対応」、「地域の卸売業者との調整」、「市町村事務に係る調整」など、広域的視点からの役割を担うこととなっています。

本県が調整主体となる医療従事者等の優先接種については、県内で約6万4千人の医療従事者等がその対象になると見込んでいます。3月から約150の施設・会場において、順次、接種を進めているところであり、医療機関等と連携しながら取り組んでまいります。

また、市町が実施主体となる高齢者の優先接種についても4月12日から接種が始まり、4月26日の週以降には全ての市町にワクチンが届くことになっていますが、当初は十分な量が配分されないことから、国に対し必要量の早急な配分を要望するとともに、接種状況をみながら配分調整を行い、各市町の接種に支障を来さないよう支援してまいります。

県では、既にコールセンターやポータルサイトを開設し、ワクチンに関する情報を発信する体制を整備するとともに、医療従事者等の優先接種に係るワクチンの移送体制や予約システムの構築、専門的相談窓口の設置に取り組みました。さらに、副反応に対応する専門医療機関の指定を進めているところです。

今後も引き続き、市町の住民接種の体制整備に係る支援を図りながら、ワクチンの迅速かつ円滑な接種ができるよう、県全体のワクチンの接種体制を充実させていきます。

4 飲食店等の感染防止対策の確認

新たに開業を予定している飲食店等や、接待を伴う飲食店等クラスター発生リスクの高い施設を対象に、感染防止対策の現地確認および啓発を4月中に開始します。

令和3年度 三重県経営方針

令和3年4月
三 重 県

1 新型コロナウイルス感染症の危機克服～命と経済の両立をめざして～

新型コロナの拡大は、社会経済活動のあらゆる分野に甚大な影響を及ぼし、経済活動の停滞、感染症と人口集中のリスクの顕在化、社会における分断と軋轢^{まづれま}の発生、「新しい生活様式」の定着など、人びとの暮らし、働き方、価値観等に大きな変化をもたらしました。

本県では、県民の皆さんの命と健康を守ることを最優先にしたうえで、事業の継続と雇用の維持をめざし、令和2年3月の緊急経済対策、同年4月の緊急総合対策と2度にわたり緊急的な対策を講じました。同年5月には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が解除されたことを受け、第三弾の対策として、緊急的な取組に加え、経済の再活性化から本格的な経済活動の展開に至るまでの道筋を示す「みえモデル」を策定し、県民の皆さんの命と健康を守り抜き、傷ついた暮らしと経済の再生・活性化を図る取組を展開してきました。

「みえモデル」では、新型コロナの拡大がもたらした社会変容を踏まえ、

- ① 「DX」の推進による Society 5.0 への社会変革
- ② これまで積み重ねてきた「三重の強み」を活用した三重らしい取組の推進
- ③ 大都市部への過度な一極集中リスクの軽減と地方創生の推進
- ④ SDGs（持続可能な開発目標）の推進

の4つの視点を重視し、「感染拡大阻止と経済の危機回避」、「感染症収束と経済回復の両立」、「新たな日常の創造と未来への進化」の3つのステージごとに、刻一刻と変化する感染状況等に応じて、時機を逸することなく、的確な対策を講じ、中長期的に取組を進化させていくこととしています。

これまでの取組を通じ、深刻な影響を受けた県内事業者の皆さんが奮起された結果、鉱工業生産指数等の指標をみると一定の効果が現れつつあります。しかしながら、新型コロナの第三波に続くさらなる波や新たな感染症の流行が生じるリスクも考慮すると、予断を許さない状況が続く見込みであり、新型コロナによる危機の克服に向けてオール三重で取り組む必要があります。

令和3年度は、「みえモデル」の考え方を踏まえ、新型コロナの感染防止と経済回復の両立に向けて、柔軟かつ機動的な対策を強力に講じていきます。

感染防止に向けては、「医療提供体制を万全のものにしなければ、本県の経済再生への道は決して開けない」という強い決意のもと、これまで構築してきた医療・検査体制を充実させるとともに、医療施設や社会福祉施設、事業者、学校、避難所等における感染防止対策への支援などに取り組めます。

経済回復に向けては、感染状況を注視しつつ、「雇用の維持・確保」、「地域経済の再生」、「安全・安心な暮らしの再構築」等の分野ごとに、引き続き緊急的な課題に対応しながら、的確にきめ細かな対策を充実・強化していきます。

(1) 県民の命を守り抜く感染拡大の防止

新型コロナの拡大や新たな感染症リスクに万全に備えるため、組織体制を強化し、感染症対策に係る県の方針となる条例や計画に基づく対策を着実に進めます。これまで構築してきた医療・検査体制を充実させるとともに、医療施設や社会福祉施設等各施設、事業者、学校、避難所等における感染防止対策への支援に取り組みます。

- ・ 令和2年12月に制定した「三重県感染症対策条例」及び県独自で策定した「三重県新型コロナウイルス感染症対応指針」、同月改定した「三重県感染症予防計画」に基づき、感染症の発生及びまん延防止の観点から、全県をあげた万全の対策を計画的かつ総合的に講じていきます。
- ・ 新型コロナによる危機の克服に向けて、新型コロナウイルス感染症対策本部事務局の体制を強化するため、組織体制を再編し、専任職員を配置するとともに、感染対策の最前線に立つ保健所の体制を強化し、保健所職員の負担軽減を図ります。

(医療・検査体制の充実等)

- ・ 新型コロナの感染拡大に備え、入院受入病床を有する医療機関に対する空床補償、医療機関等におけるマスク・消毒液など資機材の計画的な備蓄支援や、県におけるローリングストック、流通備蓄の拡大などの検討を進めるとともに、市町や関係団体においても一定の備蓄量の確保を働きかけていきます。
- ・ 医療機関において、感染症患者の早期発見と感染拡大防止を図るため、感染防止対策に従事する職員の人材育成や資質向上に取り組むとともに、緊急時の応援体制を確保します。
- ・ 新型コロナウイルスワクチンの迅速かつ適切な接種に向けて、県が主体となり医療従事者等向け接種やワクチンの流通に係る調整を行うとともに、医学的知見が必要となる専門的な相談に対応する体制を確保します。また、県民の皆さんが安心してワクチン接種を円滑に受けられるよう、実施主体となる市町を支援するとともに、ワクチンに関する正しい情報提供を行います。
- ・ 毎夜間及び休日等において、精神疾患の急性発症または症状の急変により医療が必要となる新型コロナ感染症患者(疑いがある方を含む。)に対する精神科医療体制を確保します。

(各施設、事業者における感染防止対策への支援)

- ・ 感染症が発生した介護施設等に対して、通常の介護サービス提供時には想定されない経費の負担軽減を図ります。

- ・ 介護施設等における感染防止対策を徹底するため、衛生用品等の備蓄を進めるとともに、簡易陰圧装置・換気設備の設置や多床室の個室化改修、生活空間等の区分けを支援します。また、クラスター発生等により職員が不足した場合でも、応援職員の派遣調整を行うなど、介護サービスが安定的に供給できるよう支援します。
- ・ 保護施設や保育所など社会福祉施設等における感染防止対策を徹底するため、マスクや消毒液など衛生用品の確保に対する支援等を行います。
- ・ 児童養護施設や保育所、放課後児童クラブ等における感染防止対策のため、感染症対策に関して気軽に相談できる窓口を設置するとともに、専門家による派遣指導を行います。
- ・ 障害者支援施設や児童養護施設等において、新型コロナの感染発生時に職員が不足する事態に備え、施設間での職員派遣に関して県と関係団体との間で締結した覚書に基づき、派遣等の必要が生じた場合に支援を行います。
- ・ 保護者が新型コロナに感染し、親族等の養育者が不在の場合に、支援が必要な児童を一時保護するため、宿泊施設を借り上げます。
- ・ 感染症への不安を抱える妊婦が安心して出産できるよう、分娩前に PCR 検査等の感染の有無を確認する検査を希望する妊婦に対する支援を行います。
- ・ 新型コロナに感染した妊産婦のうち希望する方に対して、退院後、助産師や保健師等が、訪問での専門的なケアや電話等による相談支援を行います。
- ・ 異業種等から感染対策関連製品分野へ参入する企業を支援するため、メディカルバレー構想の推進を通じて培われた産学官民のネットワークを生かし、ICT（情報通信技術）を活用して、企業と医療機関等をつなぐ製品開発・改良のためのマーケティングシステムを運用します。

（学校における感染防止対策と学びの継続）

- ・ 感染拡大防止のための業務や学習教材の準備など、教員の支援を行うため、全ての公立学校にスクール・サポート・スタッフを配置します。
- ・ 県立高校や特別支援学校の子どもたちが、通学時における「三つの密」を避け、安全で安心して通学できるよう、スクールバスの増便等を行います。
- ・ 外部人材を活用して、授業における教員の補助や補充的な学習の支援を行う学習指導員を小中学校に配置します。
- ・ 新型コロナの影響に伴い、県立学校が修学旅行を中止または延期した場合の企画料、学校の臨時休業によりやむを得ず中止した場合に発生するキャンセル料について、保護者に負担が生じないよう支援します。

(災害発生時における感染防止対策)

- ・ 災害発生時の避難における感染防止のため、分散避難を促進するとともに、市町が取り組む避難所の感染防止対策への支援を引き続き実施します。
- ・ コロナ禍での分散避難時において、停電した際にも安全・安心に過ごすことができるよう、EV車や非常用発電機等の活用について、事例集の作成や防災訓練・シンポジウム等での普及啓発を行います。

(警察における感染防止対策)

- ・ 警察における感染防止対策を徹底するため、取調室に感染防止対策用除菌脱臭機を設置するとともに、検視時に使用する感染防止資材(マスク、簡易感染防護衣、遺体収納袋等)の備蓄や感染性廃棄物の処理を行います。

(2) 雇用の維持・確保

本県の雇用情勢は、有効求人倍率では底堅さがみられるものの、新型コロナの影響により、弱い動きが続いています。今後も企業における解雇や雇止め等が懸念されることから、雇用の維持・確保に向けたマッチング支援、失業者の能力開発支援、若者の就職支援、障がい者の就労支援などに迅速かつ強力に取り組めます。

- ・ 新型コロナの影響から生じた雇用需給ミスマッチを解消するため、関係機関と連携し、従業員の送り出しを希望する企業と、その受入れを希望する企業の情報収集や、Webサイトへの掲載、マッチング支援等を行います。
- ・ 新型コロナの影響に伴う就職活動のオンライン化に対応するため、引き続きジョブカフェ「おしごと広場みえ」において、オンラインによる模擬面接や就職相談を行うとともに、Web合同企業説明会を開催します。
- ・ 新型コロナの影響により高校生の就職を取り巻く環境は極めて厳しくなることが懸念されるため、「就職実現コーディネーター」を増員し、生徒一人ひとりの希望や特性に応じた就職実現につなげます。また、外国人生徒や障がいのある生徒の就職実現が図れるよう、きめ細かな相談や求人開拓等の重点支援を行います。
- ・ 新型コロナの影響により受注が減少した障害者就労支援施設等の運営を支援するため、県の障害者優先調達をさらに推進するとともに、市町に対して取組の推進を働きかけ、障害者就労支援施設等の受注を拡大し、障がい者の工賃等の向上に取り組めます。
- ・ 障がい福祉分野において、より幅広く介護人材を確保するため、他業種で働いていた方等を対象として、返済免除付きの就職支援金の貸付を実施します。

(3) 地域経済の再生

県内経済は、新型コロナの影響により一部に厳しい状況がある中で、持ち直しの動きが落ち着きつつあります。今後は各種対策の効果や海外経済の改善もあり、持ち直していくことが期待されますが、県内産業をけん引する中小企業・小規模企業の経営環境はひっ迫した状況が続いていることから、資金繰り支援など事業継続への支援をはじめ、強靱で安定的なサプライチェーンの構築、農林水産業における多角的な販路の開拓、販売促進等による経営体質の強化、安全・安心な観光地づくりなどを強力に進めます。

(事業継続支援)

- ・ 新型コロナの拡大により経営に影響を受けている農業者及び漁業者の資金繰りを支援するため、経営継続に必要な融資に係る利子分の負担を軽減します。
- ・ 農林漁業者が、新型コロナの影響に伴う経営への不安を乗り越え、感染防止対策を講じつつ、新たな生産・販売方式の確立に取り組めるよう、普及指導員による経営・技術指導など事業継続に必要な支援を行います。
- ・ 中小企業・小規模企業を取り巻く経営環境が依然として厳しい状況であるため、事業継続に支障が生じることのないよう、セーフティネット資金（新型コロナウイルス感染症対応）の継続実施などを通じて、切れ目のない資金繰り支援を強力に進めます。
- ・ 新型コロナの第三波の影響に伴う急激な売上減少により、事業継続に支障をきたしている小規模企業を緊急的に支援します。また、中小企業・小規模企業がコロナ禍を乗り越えるため、生産性向上や業態転換をめざす取組を支援します。
- ・ 「新型コロナウイルス感染症対応資金」等を利用している中小企業・小規模企業が、順調に借入を返済し、事業を発展的に継続できるよう、「経営改善コーディネーター」を三重県中小企業支援ネットワーク事務局に配置します。このコーディネーターが中心となって、商工会・商工会議所、金融機関等の関係機関と連携して、経営課題を抱える事業者を支援します。
- ・ 中小企業・小規模企業の事業継続力の強化を図るため、感染症対策を含めた事業継続力強化支援計画の策定を促進するとともに、BCP（事業継続計画）策定に向けた支援を行います。

(ものづくり産業への支援)

- ・ ものづくり中小企業の販路開拓機会が減少している中、オンラインでの商談会等も含めた川下企業等との技術交流会を開催します。

- ・ 工業研究所において、オンラインでの技術相談や各種技術セミナーの開催に加え、中小企業・小規模企業に対する依頼試験手数料及び機器開放使用料の減免を行います。

(サプライチェーンの強靱化)

- ・ サプライチェーンの毀損に直面した県内企業が、県内で継続的に操業できるよう、マザー工場化、研究開発機能の強化、生産拠点の国内回帰など、サプライチェーンの転換・強化を図る取組への支援を推進し、県内生産拠点の強靱化、さらには本県産業の高度化につなげます。
- ・ 新型コロナの影響を受けた県内中小企業のサプライチェーンの多元化や停滞する輸出に対応した新たな販路開拓を促進するため、調達先や販路の拡大を支援します。

(農林水産業・食関連産業の振興)

- ・ 新型コロナの影響を受けて停滞している県産農林水産物の輸出について、商流のつなぎ直しなど、必要なオンライン商談・プロモーションを含めた新たな販路開拓の取組を支援します。
- ・ 新型コロナの影響を受けた食関連産業の回復を支援するため、「新たな日常」への対応として、デジタル消費の加速など消費行動の変化に的確に対応するとともに、食関連産業における多様な連携を促進することで、新たな価値を創出します。

(県産品等の販路開拓・拡大支援等)

- ・ 「みえセレクション」として選定した県産品等の認知度向上や新たな顧客の獲得などによる販路拡大につなげるため、全国規模の小売店において、Web サイトも同時に活用しながら、三重県フェアを開催します。
- ・ 商社機能を有する海外駐在員等を含めた県内事業者のネットワークを活用し、新たな商流の開拓が可能な県産品の掘り起こしや県産品の効率的な販路拡大を支援します。
- ・ EC サイト等での売上増加を図るため、オンラインでの効果的な販売手法等に関する連続講座を開催し、情報発信力及び販売力の強化を支援します。
- ・ 県産農林水産物や加工品、地場産品の生産・販売に携わる県内事業者を支援し、消費喚起を図るため、「オール三重！全力応援サイト 三重のお宝マーケット」(EC ポータルサイト)のさらなる利用促進を図ります。
- ・ 新型コロナの影響を受けた伝統産業・地場産業等事業者の販路拡大に向けて、オンラインの活用など「新たな日常」に対応した多角的な情報発信や販路開拓等の取組を支援します。

- ・ 新型コロナの影響を踏まえ、三重テラスがこれまで構築したさまざまな顧客とのネットワークをフルに活用して、県内事業者の販路開拓支援、県内への誘客促進、コアな三重ファンの獲得を目的とした取組を進めます。

(安全・安心な観光地づくり等)

- ・ 安全・安心な「三重の旅」を実現するため、感染防止対策を徹底するとともに、旅行需要の拡大につながるよう、県内での宿泊及び周遊促進に継続的に取り組みます。
- ・ 感染防止対策と経済活動を両立させるため、県内観光事業者のニューノーマルへの対応などを支援するアドバイザーの派遣や、最先端技術を活用し地域の特性や課題に対応した感染予防対策の展開などを行うことにより、安全・安心な観光地づくりを促進します。
- ・ 新型コロナにより大きな影響を受けている県内観光関連産業を支援するため、クーポン発行による宿泊助成、体験コンテンツの利用促進キャンペーンや県内を周遊するドライブプランの実施など、旅行需要の喚起と平準化を図るための取組を実施します。
- ・ 新型コロナにより大きな影響を受けている宿泊・観光業等の地域経済の回復を支援するとともに、子どもたちが自然や歴史・文化等をはじめとする県内各地域の魅力を再発見し愛着を高められるよう、県内を行先とする教育旅行に対する支援を行います。

(4) 安全・安心な暮らしの再構築

新型コロナの拡大がもたらした社会変容に適応し、県民の皆さんの安全・安心な暮らしを取り戻すため、苦境に立つ人びとへの支援、NPOの活動支援、公共交通の維持・確保、効果的な情報発信などに取り組みます。

- ・ 生活に困窮する方に寄り添った支援を行うため、相談支援員の増員やオンラインでの面談等による自立相談支援機関の支援体制の強化を図るとともに、住まいを失うおそれのある方に対して住居確保給付金を支給します。
- ・ 生活福祉資金の特例貸付制度を利用した方が安心して暮らせるよう、償還やそれに伴う相談など必要な支援を行う市町社会福祉協議会等の体制の充実を支援します。
- ・ 不妊に悩む方々が感染症への過度な不安や誤解等で治療を中止し、子どもを持ちたいという希望を断念しないよう、身近な地域で寄り添い、不安や悩みを傾聴し、精神的負担を解消するピアサポーターを養成・派遣します。

- ・ 新型コロナの影響に伴い不妊治療を中断した方などが、心身を良好な状態に保ち、治療再開に向けて妊娠しやすいコンディションを維持できるよう、生活習慣の改善や体調管理などを支援する講習会等を開催します。
- ・ 文化団体等が、ホール等を円滑に利用できるよう、県内市町の劇場・音楽堂等の管理運営者向けの実地研修会を実施するとともに、三重県総合文化センターのホール等を利用する際の支援を拡充します。
- ・ NPOによる「新たな日常」に即した地域課題の解決を図るため、オンラインを用いた効果的な活動事例に係るワークショップを開催するなど、NPO活動の展開を支援します。
- ・ 公共交通の維持・確保を図るため、引き続き県内交通事業者が行う感染拡大防止、利用回帰や安定的な運行に向けた取組を支援します。
- ・ 高校生等の授業料以外の教育費負担を軽減する奨学給付金について、第一子への給付額を拡充するとともに、家庭でのオンライン学習に必要な通信費相当額を支給します。また、新型コロナの影響による家計急変世帯も給付対象とします。
- ・ 県民の皆さんの命と健康を守るために必要な情報や、暮らしと仕事を守るための各種支援制度等の情報について、さまざまな広報媒体を効果的に組み合わせたメディアミックスにより発信します。
- ・ 県立看護大学と連携し、暮らしの保健室・寄り道カフェの設置、地域住民と連携した新型コロナ対策の実施、地域住民と共につくる研修会の開催などの取組を県内全域へ波及させるとともに、社会・地域貢献活動を通じて、県内で活躍する看護師・保健師人材を育成します。
- ・ コロナ禍で、運動・スポーツをする機会が減少している中、全ての世代で運動習慣を継続・定着させ、県民の皆さんの心身の健康を守るため、室内でも効果のある運動やストレッチの紹介動画を制作・活用します。
- ・ コロナ禍の中、「みんな」が安心して公園を利用し、いつでも効果的に運動できるよう、県営都市公園内における既存の公園遊具や休憩施設に抗菌加工を実施するとともに、健康遊具のない県営都市公園内に健康遊具を備えた健康増進エリアを設置します。

(5) 分断と軋轢からの脱却

感染症患者や医療従事者等の個人や企業に対する差別・偏見につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等が社会の分断や軋轢を生まないよう、本県のもつ多様性の尊重と受容という素地を生かしつつ、一人ひとりを大切に、お互いを思いやる社会の実現に向けたさまざまな取組を強力に進めます。感染症に関する正しい知識の普及・啓発や相談体制の充実を図るとともに、関係機関とも連携し、差別等に苦しむ方々に寄り添った支援を行うなど、オール県庁で総合的に取り組みます。

(感染症に関する正しい知識の普及・啓発)

- ・ 新型コロナの感染に伴う SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等インターネット上のデマや誹謗中傷は、人権を侵害するだけでなく、いたずらに人びとの不安を煽り、感染拡大防止の妨げにもなることから、SNS 等を活用し、県民一人ひとりに、正しい情報に基づいた冷静な行動を呼びかけるとともに、相談体制の充実を図ります。
- ・ 新型コロナに係る偏見・差別等の人権侵害の未然防止のため、新型コロナに係る正しい知識の習得と情報リテラシー（情報を選別する力）の向上に向けた啓発パンフレットの作成・配布や、三重の国観光大使など本県にゆかりのある著名人等による啓発動画の作成・発信を行います。また、差別、誹謗中傷等に苦しむ方や医療従事者等関係者への応援メッセージを広く県民の皆さんから募集し、集約したメッセージの公開を通じて、被害者等に寄り添った支援につなげます。
- ・ 新型コロナの影響により生活環境が変化し、障がい者の特性に対する誤解や偏見による新たな差別が生じている懸念がある中、さまざまな機会をとらえて、障がいに対する理解を深めるための啓発や広報に取り組みます。

(インターネット上の差別的な行為への対応)

- ・ 感染症患者や医療従事者等への偏見・差別が社会問題化している中、インターネット利用者に対して直接働きかけるネット広告等の手法で、インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害等の書き込みの未然防止を図るとともに、情報リテラシーの向上につながる素材（動画）を活用した啓発を行います。
- ・ 感染症患者等へのインターネット上の差別的な書き込みを防止するネットモニタリングを実施するなど、引き続き差別や偏見をなくすための取組を進めます。

- ・ 新型コロナに係るいじめや人権侵害等から児童生徒を守るため、インターネット上の不適切な書き込みを検索するネットパトロールについて、より広範な検知ができるよう改善します。また、SNSなどで不適切な書き込み等を発見した場合に投稿できるアプリ「ネットみえ〜る」について、アプリから相談窓口へ直接アクセスできるよう改良します。さらに、これらの取組から得られた事例を題材として、子どもたちが新型コロナに係るいじめや誹謗中傷について考え、学ぶケーススタディ教材を作成します。
- ・ インターネットを通じて、子どもが犯罪等のさまざまなトラブルに巻き込まれることのないよう、WebやSNS等の適正利用を呼びかける動画を作成し、配信します。

(相談体制の充実強化)

- ・ 感染症患者等に対する重大な人権侵害が懸念されるケースに的確に対応するため、令和2年度に設立した「新型コロナウイルス感染症にかかる人権相談プラットフォーム会議」において、関係機関等と連携し対応策を協議するなど、被害者等に寄り添った支援を行います。
- ・ 新型コロナの影響に伴うストレスや収入減等による不安から、DVや予期しない妊娠、性暴力等の増加が懸念されている中で、若者層をはじめ誰もが相談しやすい環境において適切な支援を受けられるよう、DV・妊娠SOS・性暴力の3分野を一括して相談できる窓口として、SNS等を活用した相談体制により、きめ細かな支援を行います。
- ・ 新型コロナの影響に伴うこころのケアを強化するため、医療従事者等向けのこころの相談、夜間・休日の自殺予防電話相談等の相談体制を確保します。

(外国人住民に対する相談体制と情報提供の充実)

- ・ 新型コロナの影響に伴う困りごとを抱える外国人住民の相談に対応するため、「みえ外国人相談サポートセンター (MieCo)」の相談日を拡充するとともに、新型コロナ対応の相談員の配置や、社会保険労務士等の専門家による相談会の開催などに取り組みます。
- ・ 保健所における新型コロナに関する相談、検査、調査等を支援するため、多言語対応ができる職員を配置し、派遣要請等に迅速に対応できる体制を整備します。
- ・ 外国人住民への新型コロナに関する情報提供について、多言語ホームページ (MieInfo) での掲載に加え、多文化共生に関わる団体と連携し、SNSを活用して発信していきます。